

様式第1号（第4条関係）

（別記1）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 移住支援金に関する報告及び立入調査について、岐阜市から求められた場合には、これに応じます。
- 2 次の場合には、岐阜市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金を返還します。
 - (1) 提出した書類に偽りその他不正がある場合又は本市での居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合：全額
 - (2) 交付申請日から3年未満に本市外に住民票を異動した場合：全額
 - (3) 交付申請日から3年以上5年以内に本市外に住民票を異動した場合：半額
 - (4) 交付申請日から1年以内に岐阜市移住支援金交付要綱第2条に定める就職に関する要件（市長が認めるものに限る。）に反する場合：全額
 - (5) 岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱別表に掲げる地域課題解決型創業支援事業に係る補助金の交付の決定を取り消された場合：全額
 - (6) 市長が移住支援金を返還させることが適当と認める場合：市長が別に定める額

（別記2）

住民基本台帳情報の取得について

岐阜市は、移住支援金の交付、返還等に必要な範囲で、申請者及び申請者が属する世帯の他の世帯員の住民基本台帳の情報を取得します。

（別記3）

移住支援金に係る個人情報の取扱いについて

岐阜市は、移住支援金の交付、返還等に際して得た個人情報について、岐阜市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、移住支援金事業の実施のために利用します。

また、岐阜市は、岐阜県が実施する岐阜県東京圏からの移住支援事業及び他の都道府県が実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、岐阜県、他の都道府県及び他の市区町村に対し、当該個人情報を提供し、又は提供を受けます場合があります。